



平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社トーエネック
 代表者名 代表取締役社長 野田 泰弘
 (コード番号 1946 東証・名証第 1 部)
 問い合わせ先 理事総務部長 志水 正裕
 (TEL 052-219-1904)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 21 年 5 月 15 日付で開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部訂正すべき箇所がありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

【訂正内容】(訂正箇所は網掛け ■■■ で表示しております。)

<訂正前>

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
第14条～第47条 略 (新設)	第13条～第46条 (現行どおり) <u>附 則</u> <u>第 1 条 本会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においては、これを取り扱わない。</u> <u>第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u>

<訂正後>

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
第14条～第29条 略 (役付取締役の業務執行) 第30条 会長は、取締役会の決議に基づき本会社の業務を総理する。 ② 社長は、取締役会の決議に基づき本会社の業務を統括する。 ③ 副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、本会社の業務を執行する。 ④ 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がその代行をする。	第13条～第28条 (現行どおり) (役付取締役の業務執行) 第29条 会長は、取締役会の決議に基づき本会社の業務を総理する。 ② } ③ } (現行どおり) ④ }

現 行	変 更 案
<p>⑤ 会長が代表取締役である場合には、<u>第14条、第16条、第24条及び第25条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第31条～第47条 略</p> <p>(新設)</p>	<p>⑤ 会長が代表取締役である場合には、<u>第13条、第15条、第23条及び第24条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第30条～第46条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条 本会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においては、これを取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>

以 上